コロナ禍における部活動の対応と指導者、子供のモチベーションの維持について

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

部活動の意義

○生徒の自主的、自発的な参加により行われる

○スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの

(中学校学習指導要領より)

令和3年度　戸田市内中学校　部活動について

学校別

	戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
運動部	１５	9	9	１０	１３	１０
文化部	7	4	4	4	6	5

戸田市

運動部	文化部	計
６６	３０	９６

令和3年度　部活動　活動時間等について

通常時（戸田市部活動方針）

感染対策を十分に講じたうえで活動

平日	週休日・休日	校外活動（合同練習・練習試合等）	泊を伴う活動
４日・２時間	１日・４時間	可	可

まん延防止重点措置期間

R3.4.28-6.20　R4.1.21-3.21

平日	週休日・休日	校外活動（合同練習・練習試合等）	泊を伴う活動
２日・９０分	不可	不可	不可
４日・２時間	１日・２時間		

※下段は大会・演奏会１４日前の活動条件

緊急事態宣言措置期間

R3.8.2-10.3

平日	週休日・休日	校外活動（合同練習・練習試合等）	泊を伴う活動
２日・９０分	不可	不可	不可

令和3年度　運動部活動　活動の様子

部活動開始（４月）



１年生を迎え、新体制での活動がスタート



顧問からの話に真剣に耳を傾ける生徒

令和3年度　運動部活動　活動の様子



ボート部



吹奏楽部



卓球部



美術部



サッカー部



ソフトボール部



ソフトテニス部

令和3年度　運動部活動　活動の様子

学校総合体育大会（６月）※二市大会含む


野球部


バスケットボール部


陸上部

新人体育大会（１０月）　※中止

→　交流戦の開催（１１～１２月）

吹奏楽コンクール（吹奏楽部）　※埼玉県吹奏楽コンクール

各種コンクール（美術部）　※ポスターコンクール等
校内掲示物の作成

令和3年度　運動部活動　活動の様子

体験入部


ソフトボール部


剣道部


家庭科部

部活動決定までの流れ　※市内全ての中学校が希望制を導入

体験入部

入部届 → 学校部活動

未加入届 → クラブチーム等

令和3年度　運動部活動　活動の様子

壮行会





感染対策のため、オンライン
による壮行会



様々なエールの形

令和3年度　部活動支援

部活動指導員（ボランティア外部指導者）

※平成１０年度より導入



Ｒ３年度実績

戸田中　７名　　戸田東中　２名
美笹中　４名　　喜沢中　　３名
新曽中　５名　　笹目中　　６名

民間による部活動支援サポート　（委託先　株式会社リーフラス）



Ｒ３年度実績

戸田中　２名（テニス・ハンドボール）
新曽中　３名（テニス・バスケットボール）

※令和元年度より導入

これからの部活動（国の動向）

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
（平成３０年３月）

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革
（令和２年９月）

運動部活動の地域移行に関する検討会議
（令和３年１０月～）

これからの部活動（国の動向）

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革　概要　資料2-1

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない**場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆**部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

Ⅰ．休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
  （育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究**の推進と**その成果の全国展開**

Ⅱ．合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ＩＣＴ活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

※文科省資料（R2.9）